【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】
【イ．非住宅建築物】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第１号イ(1)の基準
年間熱負荷係数　　ＭＪ／(㎡・年)
（基準値　　ＭＪ／(㎡・年)）
ＢＰＩ（　　）
□基準省令第10条第１号イ(2)の基準
年間熱負荷係数　　ＭＪ／(㎡・年)
（基準値　　ＭＪ／(㎡・年)
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第１号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
□基準省令第10条第１号ロ(2)の基準
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
【ロ．一戸建ての住宅】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イ(1)の基準
外皮平均熱貫流率　　W／(㎡・K)
（基準値　　W／(㎡・K)）
冷房期の平均日射熱取得率
（基準値　　）
□基準省令第10条第２号イ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第２号ロ(1)の基準

【ロ．増築】　全体（　㎡）（　㎡）（　㎡）
増築部分（　㎡）（　㎡）（　㎡）
【ハ．改築】　全体（　㎡）（　㎡）（　㎡）
改築部分（　㎡）（　㎡）（　㎡）

【15. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】
【イ．非住宅建築物】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第１号イ(1)の基準
年間熱負荷係数　　ＭＪ／(㎡・年)
（基準値　　ＭＪ／(㎡・年)）
ＢＰＩ（　　）
□基準省令第10条第１号イ(2)の基準
年間熱負荷係数　　ＭＪ／(㎡・年)
（基準値　　ＭＪ／(㎡・年)）
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第１号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
□基準省令第10条第１号ロ(2)の基準
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
【ロ．一戸建ての住宅】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イ(1)の基準
外皮平均熱貫流率　　W／(㎡・K)
（基準値　　W／(㎡・K)）
冷房期の平均日射熱取得率
（基準値　　）
□基準省令第10条第２号イ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）